

◎所得税法等の一部を改正する法律

(平成二七年三月三十一日法律第九号)

一、提案理由(平成二七年三月四日・衆議院財務金融委員)

○麻生国務大臣 たいいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。

政府は、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取り組み、経済再生と財政健全化の両立、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和、震災からの復興支援などの観点から、国税に關し所要の施策を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明をさせていただきます。

第一に、デフレ脱却と経済再生に向け、法人税につきまして、税率の引き下げ並びに欠損繰越控除制度及び受取配当等益金不算入制度の見直し、住宅取得等の資金に係る贈与税の非課税措置の延長、拡充、非課税口座内の少額上場株式等に係る

所得税法等の一部を改正する法律

配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の拡充等を行うこととしたしております。

第二に、地方創生に向け、地方創生に資する投資促進税制の創設、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設等を行うこととしたしております。

第三に、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率引き上げの施行日の変更等を行うこととしております。

第四に、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和を図るため、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し、国外転出をする場合の有価証券等に係る譲渡所得等の特例の創設等を行うこととしております。

第五に、震災からの復興を支援するため、福島で事業を再開するための投資費用を積み立てやすくなるための準備金制度の創設等を行うこととしております。

このほか、財産及び債務の明細書の見直し等を行うとともに、土地の売買等に係る登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこととしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十七年三月一三日)

○古川禎久君 たいま議題となりました各法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の所得税法等の一部を改正する法律案は、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取り組み、経済再生と財政健全化の両立、税制の国際的調和、震災からの復興支援などの観点から、国税に関し、所要の施策を講ずるものであります。……(略)……

内閣提出の法律案は去る二月二十六日、古川元久君外三名提出の法律案は三月三日、それぞれ当委員会に付託され、四日、麻生財務大臣及び提出者古川元久君から提案理由の説明を聴取した後、両案の質疑に入り、本日、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、古川元久君外三名提出の法律案について内閣の意見を聴取した後、両案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、古川元久君外三名提出の法律案は賛成少数をもって否決すべきものと決し、内閣提出の法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、内閣提出の法律案に対し附帯決議が付されましたこと

を申し添えます。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十七年三月一三日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 税制抜本改革法第七条の規定に基づき、消費税率の引上げを踏まえて、低所得者に配慮する観点からの施策について検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

一 税制のあり方については、目下のデフレ脱却・経済再生に向けた対応とともに、今後とも、格差の固定化につながるような機会の不平等や世代間・世代内の公平の実現、簡素な制度の構築といった考え方の下、不断の見直しを行うこと。

一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑化に加え、近年の国税通則法の改正、社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、歳入を確保するため、定員の確保、国税職員の職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二十七年三月三十一日)

○古川俊治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案は、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取組、経済再生と財政健全化の両立、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和、震災からの復興支援などの観点から、国税に関し、所要の施策を講じようとするものであります。

委員会におきましては、大久保勉君外九名發議の法人税法の一部を改正する法律案と一括して議題とし、消費税率一〇％への引上げ延期に際し景気判断条項を削除する理由、法人実効税率引下げの効果、大規模な法人を対象に法人税額等の公示制度を創設する必要性、出国時の譲渡所得課税の特例の創設目的と課税上の問題点、OECDによるBEPSプロジェクトの進捗状況とタックスヘイブンに対する我が国の対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

所得税法等改正案について質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して尾立源幸委員、日本共産

所得税法等の一部を改正する法律

党を代表して大門実紀史委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十七年三月三十一日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なもの等は縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。

一 企業の国際競争力強化や産業の空洞化防止等のために行われる法人税改革にあわせて、実質的な法人税負担率の状況やOECDにおけるBEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトの議論等を踏まえ、大規模な多国籍企業のグローバルな活動・納税実態の把握のための仕組み等について検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

所得税法等の一部を改正する法律

一一一

一 車体課税については、車が地方での生活に欠かせないものとなつていくことから、税制抜本改革法第七条の趣旨等に沿つて、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを推進すること。

一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑化に加え、近年の国税通則法の改正、社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、歳入を確保するため、定員の確保、国税職員の職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。特に、OECDにおけるBEPSプロジェクトの議論等を踏まえ、国際税務に精通する職員の育成や定員の確保等、従来にも増した税務執行体制の整備に努めること。

右決議する。